

令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	野田町 (野田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

兼業農家が主体となって、平成27年度に農業法人(野田生産組合)が設立し、野田町の基幹的農業を担ってきたが、社会的な人口減少を迎え定年延長等により当地域も担い手不足となっていることから、特に平日の農作業にかかわる人材確保が難しい現状にある。また、農業法人の収支では、水稻の決算が数年前から赤字となってきた。農業従事者の確保として賃金の確保と水稻栽培に対するコスト削減対策が喫緊の課題となっている。後継者育成に向けたオペレーター研修に取り組むことや法人の収入確保に向け転作率を50%まで高め補助金等の収入確保に努めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集約化もほぼ農業法人にまわっていることと当地域は昔から畑作に適した「くろぼく土」であり、適地適作の利点を生かし、畑作物の収益化をさらに進めると共に、農業法人の持続的な経営が確保できるよう、後継者育成は基より多世代参加の正に「みんなで頑張る集落営農」と新たな認定農業者を育てることなど、あらゆる経営体の関わりにより地域力の強化を図って参ります。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人の経営体に集積・集約化を進めてきた。団地面積の拡大については、引き続き関係機関等と調整のうえ進めてまいります。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクに貸付、集落営農法人に出来るだけ集約に努めています。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落営農法人の主導により、耕作条件改善事業等に取り組み令和5年度に他町の土地所有者を除き区画拡大の基盤整備に取り組みました。また、令和6年度で農地の管理労力を削減する観点から畦畔並びに溝畔などに防草シートの施工を行いました。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農法人では、後継者育成の確保に向け、大型農機具のオペレーター研修や資格試験の支援に努めています。また、新たな認定農業者の支援・協力を努めています。近隣の経営体との農作業連携として作業受委託や営農指導などに努めています。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農法人では、リモコンヘリコプターによる農薬散布の委託や汎用コンバインによる大豆の収穫作業委託をしています。また、リース機械「収穫物運搬トラック」の活用も行っています。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

当地域内では、しがの環境こだわり農産物の取り組みをしています。ザルビオの活用をして施肥作業等を実施しています。GPSを活用した田植えの実施をしています。果樹的野菜のイチゴの施設栽培に取り組んでいます。新たな果樹生産に取り組んでまいります。